株式会社アイダ設計

第41回 定時株主総会
招集ご通知

●ご来場自粛のお願い

新型コロナウイルス感染症予防のため、本定時株主総会におきましては、極力、当日のご出席を見合わせいただき、書面にて議決権行使をお願い申し上げます。

開催日時　2021年６月29日(火曜日)　午前10時

開催場所　埼玉県上尾市向山五丁目17-35-２F

決議事項　第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役９名選任の件
第３号議案　監査役１名選任の件

目　次

第41回定時株主総会招集ご通知 …… P.1
株主総会参考書類 …… P.3
(提供書面)
事業報告 …… P.10
計算書類 …… P.24
監査報告 …… P.34

株式会社アイダ設計

株主各位

2021年6月14日

埼玉県さいたま市大宮区桜木町二丁目286番地
株式会社 アイダ設計
代表取締役社長 會田 貞光

第41回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第41期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、極力当日のご来場は控えていただきますようお願い申し上げます。当日ご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2021年６月28日（月曜日）午後６時までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬具

記

1 日　　時	2021年６月29日（火曜日）　午前10時	
2 場　　所	埼玉県上尾市向山五丁目17-35-2F ※開催場所が昨年とは異なります。ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照の上、お間違えのないようご注意ください。	
3 目的事項	**報告事項**	第41期(2020年４月１日から2021年３月31日まで) 事業報告、計算書類の内容ならびに会計監査人及び 監査役会の計算書類監査結果報告の件
	決議事項	第１号議案　剰余金の処分の件 第２号議案　取締役９名選任の件 第３号議案　監査役１名選任の件

以　上

●当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

●招集通知添付書類ならびに株主総会参考書類の記載事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（https://www.aidagroup.co.jp/）に掲載いたしますのでご了承ください。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の２つの方法がございます。
なお、議案につき賛否の表示のない場合は、賛成の意思があったものとお取り扱いいたします。

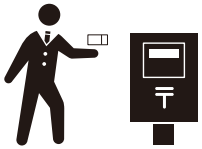


株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日　　時

2021年６月29日（火曜日）午前10時



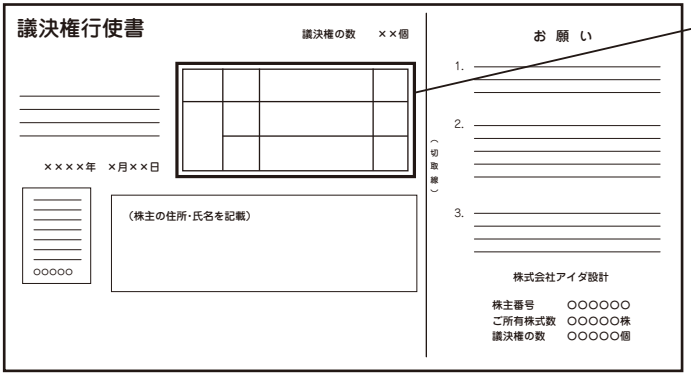
書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否を
ご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2021年６月28日（月曜日）午後６時

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



※議決権行使書はイメージです。

こちらの議案の賛否をご記入ください。

第１・３号議案

- 賛成の場合　≫　「賛」の欄に○印
- 反対の場合　≫　「否」の欄に○印

第２号議案

- 全員賛成の場合　≫　「賛」の欄に○印
- 全員反対の場合　≫　「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合　≫　「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

●株主様へのお願い

新型コロナウイルス感染症予防のため、本定時株主総会におきましては、極力、当日のご出席を見合わせいただき、書面にて議決権行使をお願い申し上げます。

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への配当の充実を図りながら、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続していくことを基本方針としております。このような基本方針に基づき、当期の業績並びに今後の事業環境等を勘案し、以下のとおり期末配当をさせていただきたいと存じます。

（１）配当財産の種類	金銭といたします。
（２）配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式１株につき**５**円 総額**188,713,500**円
（３）剰余金の配当が効力を生じる日	2021年６月30日（水曜日）

第２号議案　取締役９名選任の件

現在の取締役全員（９名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。
つきましては、社外取締役２名を含む、取締役９名の選任をお願いいたしたいと存じます。
取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏　名	当社における地位	
1	會田（あいだ）　貞光（さだみつ）	代表取締役社長	再　任
2	會田（あいだ）　大輔（だいすけ）	代表取締役専務取締役	再　任
3	岡田（おかだ）　真寿美（ますみ）	専務取締役	再　任
4	的場（まとば）　克則（かつのり）	常務取締役	再　任
5	齊藤（さいとう）　眞（まこと）	常務取締役	再　任
6	時田（ときた）　清一郎（せいいちろう）	取締役	再　任
7	下口（しもぐち）　崇（たかし）	取締役	再　任
8	川村（かわむら）　達郎（たつろう）	取締役	再　任　社　外
9	岩井（いわい）　克己（かつみ）	取締役	再　任　社　外

候補者番号
1

會田（あいだ）　貞光（さだみつ）（1951年１月１日生）

所有する当社の株式の数 ····· 21,422,900株

再　任

［略歴、当社における地位及び担当］

1981年１月　当社代表取締役社長
現在に至る

［重要な兼職の状況］

・株式会社光大史　代表取締役

候補者番号
2

會田（あいだ）　大輔（だいすけ）（1981年５月14日生）

所有する当社の株式の数 ····· 1,212,400株

再　任

［略歴、当社における地位及び担当］

2004年４月　当社入社
2004年４月　当社取締役
2007年６月　当社執行役員
2013年６月　当社常務執行役員
2017年６月　当社常務取締役
2018年６月　当社専務取締役
2019年６月　当社代表取締役専務取締役
現在に至る

（現在当社代表取締役専務取締役全体管掌兼経営企画室担当）

［重要な兼職の状況］

・愛誼達建築設計(上海)有限公司　董事
・AIDA HOME DESIGN PHILIPPINES, INC.　DIRECTOR
・株式会社光大史　取締役

候補者番号
3

岡田（おかだ）　真寿美（ますみ）（1963年９月24日生）

所有する当社の株式の数 ····· －　株

再　任

［略歴、当社における地位及び担当］

2004年８月　当社入社
2014年８月　当社総合管理室長
2016年６月　当社執行役員
2017年６月　当社取締役
2018年６月　当社常務取締役
2019年６月　当社専務取締役
現在に至る

（現在当社専務取締役営業本部長）

［重要な兼職の状況］

・愛誼達建築設計(上海)有限公司　董事

候補者番号 4

的場（まとば） 克則（かつのり） （1954年９月21日生）

所有する当社の株式の数 ‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ ― 株

再 任

［略歴、当社における地位及び担当］

2008年８月	埼通地所株式会社 代表取締役社長	2016年10月	当社常務取締役
2016年６月	埼通地所株式会社退任	2017年６月	当社専務取締役
2016年６月	当社取締役	2019年11月	当社常務取締役 現在に至る

（現在当社常務取締役建設本部長）

［重要な兼職の状況］

なし

候補者番号 5

齊藤（さいとう） 眞（まこと） （1951年７月21日生）

所有する当社の株式の数 ‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ ― 株

再 任

［略歴、当社における地位及び担当］

1998年11月	当社入社	2015年９月	当社取締役
2012年10月	当社用地開発部長	2016年10月	当社常務取締役
2013年４月	当社執行役員		現在に至る

（現在当社常務取締役建設本部プレカット事業部担当）

［重要な兼職の状況］

なし

候補者番号 6

時田（ときた） 清一郎（せいいちろう） （1965年６月22日生）

所有する当社の株式の数 ‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 81,800株

再 任

［略歴、当社における地位及び担当］

2003年３月	当社入社	2007年６月	当社執行役員
2004年４月	当社執行役員	2017年６月	当社取締役 現在に至る
2006年６月	当社取締役		

（現在当社取締役社長室長）

［重要な兼職の状況］

・株式会社光大史　取締役

候補者番号 7

下口（しもぐち） 崇（たかし） （1971年12月17日生）

所有する当社の株式の数 ・・・・・・・・・・・・・・ 40,000株

再 任

［略歴、当社における地位及び担当］

2004年９月	当社入社
2004年９月	当社取締役
2005年６月	当社執行役員
2006年６月	当社取締役
2007年６月	当社執行役員
2017年６月	当社常務執行役員
2018年６月	当社取締役 現在に至る

（現在当社取締役管理本部長）

［重要な兼職の状況］

なし

候補者番号 8

川村（かわむら） 達郎（たつろう） （1948年４月16日生）

所有する当社の株式数 ・・・・・・・・・・・・・・・ ― 株

再 任

社 外

［略歴、当社における地位及び担当］

1971年３月	野田合板株式会社入社
	（現 株式会社ノダ）
1998年２月	株式会社ノダ
	海外担当取締役
2001年11月	株式会社ノダ 常務取締役建材事業部長
2009年４月	PT.SURA INDAH WOOD INDUSTRIES 出向
2014年２月	株式会社ノダ退社
2017年６月	当社取締役 現在に至る

［重要な兼職の状況］

なし

候補者番号 9

岩井（いわい） 克己（かつみ） （1954年４月20日生）

所有する当社の株式数 ・・・・・・・・・・・・・・・ ― 株

再 任

社 外

［略歴、当社における地位及び担当］

1978年４月	法務省公安調査庁入庁
1989年４月	在チェコスロバキア日本大使館 一等書記官
1996年４月	法務省和歌山公安調査事務所 所長
2012年４月	法務省公安調査庁近畿公安調査局 局長
2013年４月	法務省公安調査庁関東公安調査局 局長
2015年４月	株式会社マイスター60 センター長
2015年４月	日本危機管理学会 理事（現任）
2015年４月	全国公友会 理事（現任）
2015年11月	倉敷芸術科学大学 客員教授（現任）
2017年６月	当社取締役
2018年７月	警備保障タイムズ株式会社 顧問（現任）
2019年１月	株式会社JPリサーチ＆コンサルティング 顧問（現任） 現在に至る

［重要な兼職の状況］

なし

（注）1.各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2.社外取締役候補者に関する事項は、次のとおりであります。
(1)川村達郎氏及び岩井克己氏は、会社法施行規則第２条第３項第７号に定める社外取締役候補者であります。
(2)社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要
川村達郎氏につきましては、株式会社ノダにおいて、長年にわたり企業経営者として活躍され、幅広い識見と豊富な経験を有しております。広範かつ高度な視野で、当社の経営事項の決定及び業務執行の監督等適切なアドバイスを行っていただくとともに、任意の委員会である指名･報酬諮問委員会の委員として、経営陣の指名･報酬への関与を通じた監督等適切な役割を期待し、引き続き社外取締役候補者といたしました。
岩井克己氏につきましては、法務省公安調査庁において近畿公安調査局局長、関東公安調査局局長と要職を歴任され、豊富な経験と高度な専門的識見を有しております。広範かつ高度な視野で、当社の経営事項の決定及び業務執行の監督等適切なアドバイスを行っていただくとともに、任意の委員会である指名･報酬諮問委員会の委員として、経営陣の指名･報酬への関与を通じた監督等適切な役割を期待し、引き続き社外取締役候補者といたしました。
(3)川村達郎氏及び岩井克己氏は現在、当社の社外取締役でありますが、その在任期間は本総会の終結の時をもって４年となります。
3.社外取締役候補者との責任限定契約の内容の概要
当社は、川村達郎氏及び岩井克己氏との間で、会社法第427条第１項及び当社定款第29条の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は同法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。なお、両氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。

第３号議案　監査役１名選任の件

監査役船田信義氏は、本総会の終結の時をもって辞任されますので、新たに監査役１名の選任をすることをお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号 1

森中　剛（もりなか　ごう）　**（1977年９月17日生）**

所有する当社の株式の数 ‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥　－　株

新　任

社　外

［略歴、当社における地位］

2006年10月	弁護士登録 金子法律事務所入所
2011年１月	弁護士法人金子法律事務所設立
2019年10月	森中法律事務所設立
2020年７月	弁護士法人法律事務所オーセンス入所 現在に至る

［重要な兼職の状況］

・弁護士（弁護士法人法律事務所オーセンス所属弁護士）

（注）１.監査役候補者と当社との間に特別な利害関係はありません。

２.社外監査役候補者に関する事項は次のとおりであります。

(1)森中剛氏は、会社法施行規則第２条第３項第８号に定める社外監査役候補者であります。

(2)社外監査役候補者とした理由

森中剛氏につきましては、法律の専門家としての豊かな経験と高い識見に基づき、広範かつ高度な視野で適切な監査をお願いできるものと判断し、社外監査役候補者といたしました。

３.監査役候補者との責任限定契約の内容の概要

当社は、森中剛氏との間で会社法第427条第１項及び当社定款第39条の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任について同法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。

以上

事業報告（2020年4月1日から2021年3月31日まで）

1 会社の現況に関する事項

(1)事業の経過及び成果

当期における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大による経済活動、社会活動が制限されたことにより、景気が大きく後退しました。感染者数の落ち着きにより、段階的に制限の緩和や経済活動の再開があり、一時持ち直しの動きがみられましたが、再度感染者数の増加により依然として先行き不透明な状況となりました。

住宅業界におきましては、国土交通省発表による2020年１月から12月の新設住宅着工戸数は、給与住宅で回復をみせたものの、持家及び分譲住宅は減少し、４年連続での減少となりました。2021年３月においては、持家、賃貸及び分譲住宅が増加したため、全体で前年同月比1.5％の増加となりました。単月で回復の兆しが見えたものの、今後も、自粛期間の延長に伴う消費者マインドの低迷や、雇用所得環境への影響、少子高齢化による住宅一次取得層及び総人口の減少による新設住宅戸数の減少に伴う企業間の競争激化など、依然として厳しい事業環境が続くと予想されます。

このような環境下において、当社グループは、自社一貫体制のスケールメリットを生かして、高品質な住宅をさまざまなお客様にお求めいただける価格帯で提供できるよう、建設原価の削減や品質の向上に日々尽力しております。

営業体制におきましては、既存エリアの販売強化のため、2020年８月に新潟モデル店をオープンいたしました。そして、2021年３月31日現在、本店を含め90店舗体制のもと、より細かなニーズにも対応できる体制を整えております。また、2020年７月には2021年１月に創業40周年を迎えるにあたり、コツコツ積み重ねてきた当社実績をコツメカワウソに重ね、イメージしたマスコットキャラクターである「アイダコツミくん」が誕生しました。これからも、より身近に感じてもらえるキャラクターを通して安心と信頼をお届けしてまいります。

2019年10月に本格稼働したプレカット事業部茨城工場では、100mの見学者通路から製造工程を一望することが可能です。プレカット専用工場にも関わらず、多くの人に開かれた、見せる工場としてのデザイン性が高く評価され、2020年10月に2020年度グッドデザイン賞や、ウッドデザイン賞2020を受賞し、これまでに国内外の10の賞を受賞しております。そして、2021年２月からは昨今の新型コロナウイルス感染症の感染状況に鑑み、ご自宅や遠隔地からでも工場の様子を臨場感のある360度映像でご覧いただけるオンライン工場見学をスタートし、多くのお客様に当社自社工場による高品質と高コストパフォーマンスを支える、当社製造プロセスと品質管理の様子を体感していただいております。

その結果、当事業年度の業績は売上高が57,738百万円と前期に比べ7,694百万円（15.4％）の増収となり、経常利益は1,635百万円と前期に比べ1,098百万円（204.4％）の増益、当期純利益は960百万円と前期に比べ261百万円（37.5％）の増益となりました。

売上高

577億38百万円

（前期500億43百万円）

前期比 15.4％増

経常利益

16億35百万円

（前期5億37百万円）

前期比 204.4％増

当期純利益

9億60百万円

（前期6億98百万円）

前期比 37.5％増

（２）設備投資の状況

地域密着型店舗網の更なる構築の為に店舗の出店や業務部門の地域別の拠点の整備を行い、設備投資の総額は、312百万円となりました。

（３）資金調達の状況

運転資金及び販売用不動産の購入のため、14,684百万円を金融機関より長期借入いたしました。

（４）事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はございません。

（５）他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はございません。

（６）吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はございません。

（７）他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はございません。

（８）対処すべき課題

当社グループが対処すべき主な課題は、以下の項目と認識しております。

①人材の確保及び育成

当社グループでは、人材が重要な経営資源であると考えており、事業の継続的な成長のための優秀な人材の確保･育成を重要な課題と認識しております。

事業規模に見合った適正な人員配置を行うため、新卒社員･即戦力の中途社員ともに積極的に採用を行ってまいります。

新卒社員に関しては、集中したＯＦＦ-ＪＴにおいて、初歩的なビジネスマナー習得から企業の社会的責任の教育に至るまで研修を行い、企業人としての自覚と責任感を持った社員となるよう、育成を図ってまいります。即戦力の中途社員に関しても、ＯＪＴで当社の体制の教育を行い、業務の流れとともに当社社員としての意識啓発を推進してまいります。

②仕入れの安定化と原価削減

分譲事業の要となる用地の仕入れに関しては、土地情報の入手先を拡大し、さまざまな土地情報の集積を行っております。選定にあたっては基準を厳格化し、価格と質の両方を妥協せず、より厳選して用地の仕入れを行ってまいります。

また、住宅の建築における建材の仕入れや施工の外注に関しても、スケールメリットを活かした一括発注、部材の変更やその他さまざまな措置を講じ、徹底的かつ継続的なコストダウンを図ってまいります。

③アフターサービス体制

自社でアフターサービスやリフォームの部署を抱え、10年点検等の定期点検や35年保証を実施し、アフターサービス体制の充実を図っております。アフターサービスを自社で対応していることから、責任を持った対応を行うことが可能となっております。

また、工事･設計工程へのフィードバックが自社内で容易に行えるため、お客様の要望･依頼等を迅速に反映し、より丈夫で長持ちする住宅への品質改善を図ってまいります。

④販売政策

当社グループは自社販売体制と業者販売体制の両立を行い、効率的な販売体制の構築に努めております。

注文事業の住宅販売はお客様の要望等が多いため、自社販売体制で行っております。より親身に、より確かに、お客様の理想の住まいを実現させるため、自社の営業社員だけでなく、設計や建築に携わる社員も一体となり、お客様の住まいづくりをサポートしてまいります。

分譲事業は、委託する仲介業者を厳選し、販売費の拡大を抑制しつつ、販売網の拡大を行えるようバランスの取れた体制を整えてまいります。また、コンセプトや付帯設備の追加によって付加価値を向上させ、商品力の強化を図ります。

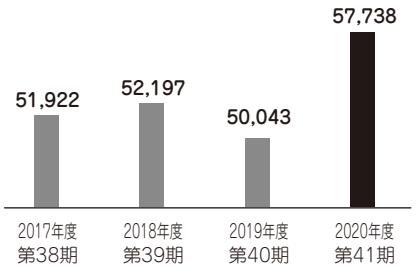
⑤関連事業による本業の拡充

当社グループは自社一貫体制として、プレカット、印刷等を受け持つ部門やローン代理、保険代理店業務等の部門も有しており、メイン事業以外の部門においても、一定の収益を確保しております。

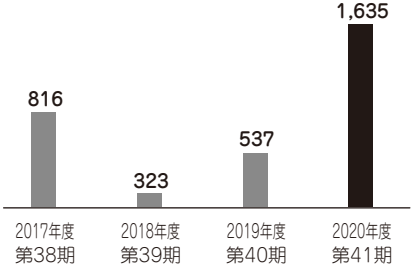
これらは、住宅建設用資材のプレカットや広告宣伝のチラシの印刷、住宅ローンの代理手続や、住宅用火災保険の取扱い等、さまざまな面からメイン事業のサポートを行い、事業の一層の拡大を図ってまいります。

（9）財産及び損益の状況の推移

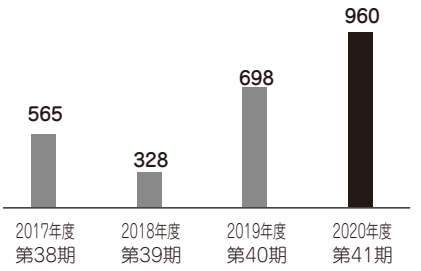
売上高　（単位：百万円）



経常利益　（単位：百万円）

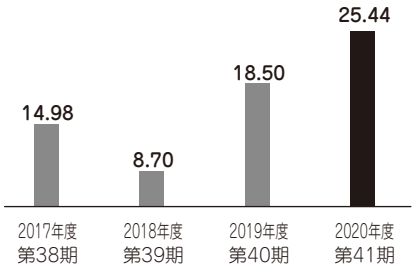


当期純利益　（単位：百万円）

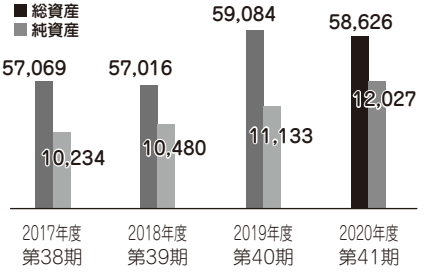


（注）

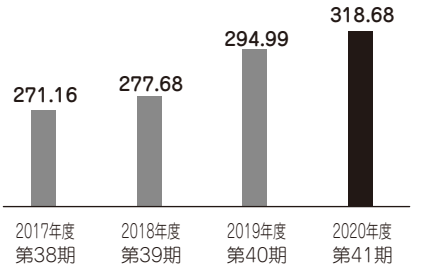
１株当たり当期純利益　（単位：円）



総資産/純資産　（単位：百万円）



1株当たり純資産　（単位：円）



区分		2017年度 第38期	2018年度 第39期	2019年度 第40期	2020年度 第41期
売上高	（百万円）	51,922	52,197	50,043	57,738
経常利益	（百万円）	816	323	537	1,635
当期純利益	（百万円）	565	328	698	960
1株当たり当期純利益	（円）	14.98	8.70	18.50	25.44
総資産	（百万円）	57,069	57,016	59,084	58,626
純資産	（百万円）	10,234	10,480	11,133	12,027
1株当たり純資産	（円）	271.16	277.68	294.99	318.68

（注）1．1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に基づいて算出しております。
2．1株当たり純資産は期末発行済株式総数に基づいて算出しております。
3．当社は、2021年1月20日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。
第38期（2017年度）の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

(10)主要な事業内容

(2021年３月31日現在)

事　業	主要製品及び事業内容
分譲事業	建売住宅及び土地の売買
注文事業	注文住宅の請負
その他	木造住宅をはじめ、非住宅建築物や福祉施設等の大型木造建築物のプレカット、既存客のリフォーム工事やメンテナンス依頼の請負、当社住宅を購入されるお客様のローン手続の補佐及びアドバイザー業務、火災保険や地震保険といった住宅に掛ける保険の代理店業務

(11)主要な営業所及び工場

(2021年３月31日現在)

当社の主要な営業所及び工場は以下の通りです。

本　社　：	埼玉県さいたま市大宮区桜木町二丁目286番地	
事業所：	上尾	(埼玉県)
主要店舗：	本店営業部	(埼玉県)
	船橋	(千葉県)
	高崎	(群馬県)
	相模原モデル	(神奈川県)
	宇都宮モデル	(栃木県)
	足立モデル	(東京都)
	牛久	(茨城県)
	新潟	(新潟県)
	郡山	(福島県)
	名古屋熱田	(愛知県)
	静岡モデル	(静岡県)
	仙台泉	(宮城県)
	甲府	(山梨県)
	沖縄豊見城	(沖縄県)
	長野モデル	(長野県)
	大垣モデル	(岐阜県)
	新宮モデル	(福岡県)
	熊本	(熊本県)
	佐賀モデル	(佐賀県)
	霧島モデル	(鹿児島県)
	鈴鹿モデル	(三重県)
	京都	(京都府)
	大阪	(大阪府)
工　場　：	坂東	(茨城県)
	野田古布内	(千葉県)

(12)子会社の事業所

(2021年３月31日現在)

愛誼達建築設計(上海)有限公司	上海市合川路2679号虹橋国際商務広場A座203室
AIDA HOME DESIGN PHILIPPINES, INC.	11th Floor Zuellig Building Makati Avenue Corner Paseo de Roxas Makati City

(13)重要な子会社の状況

(2021年３月31日現在)

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
愛誼達建築設計(上海)有限公司	700千(USD)	100%	建築ＣＡＤ作成、構造ＣＡＤ作成、建築確認申請書類作成、室内装飾設計
AIDA HOME DESIGN PHILIPPINES, INC.	93,494千(PHP)	100%	(注)１

(注)１.AIDA HOME DESIGN PHILIPPINES, INC.に関しては、2020 年８月13日の取締役会において、当社分譲事業のＣＡＤ図面作成、販促用パース作成事業の廃止決議を行っております。
従って、2021年３月31日現在において、当社の建築ＣＡＤ作成、構造ＣＡＤ作成及び販促用パースの作成は行っておりません。

(14)従業員の状況

(2021年３月31日現在)

区分	従業員数(名)	前期末比増減(名)	平均年齢	平均勤続年数
男性	719	19(減)	44歳３か月	７年10か月
女性	319	3(増)	40歳８か月	８年４か月
合計	1,038	16(減)	43歳２か月	８年０か月

(注)従業員数には使用人兼務取締役を含み、パートは除いております。

(15)主要な借入先及び借入額

(2021年３月31日現在)

借入先	借入残高(百万円)
㈱武蔵野銀行	3,851
㈱福島銀行	1,143
㈱横浜銀行	1,107
川口信用金庫	1,097
㈱みずほ銀行	1,096
㈱日本政策金融公庫	967
㈱千葉銀行	899

2 会社の株式に関する事項

(1)株式の状況

(2021年３月31日現在)

①発行可能株式総数　76,800,000株

(注)2020年12月18日開催の取締役会決議により、2021年１月20日付で普通株式１株を100株に分割しております。これに伴う定款変更を行い、発行可能株式総数は、76,032,000株増加し、76,800,000株となっております。

②発行済株式総数　37,742,700株

(注)2020年12月18日開催の取締役会決議により、2021年１月20日付で普通株式１株を100株に分割しております。これにより発行済株式数は、37,365,273株増加し、37,742,700株となっております。

③株主数　35名

④大株主(上位10名)

株 主 名	持株数(株)	持 株 比 率 (%)
會田　貞光	21,422,900	56.76
㈱光大史	11,390,300	30.17
會田　大輔	1,212,400	3.21
アイダ設計社員持株会	1,074,400	2.84
會田　亜矢子	735,300	1.94
尾島　努	377,900	1.00
會田　悠翔	245,000	0.64
會田　翼麻	245,000	0.64
會田　唯乃	245,000	0.64
吉澄　満子	114,600	0.30

(2)その他株式に関する重要な事項

該当事項はございません。

(3)会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はございません。

3 会社役員に関する事項

（1）取締役及び監査役の状況

（2021年３月31日現在）

氏　　名	地　　位	担当及び重要な兼職の状況
會田　貞光	代表取締役社長	㈱光大史　代表取締役
會田　大輔	代表取締役専務取締役	全体管掌　兼　経営企画室担当 ㈱光大史　取締役 愛誼達建築設計（上海）有限公司　董事 AIDA HOME DESIGN PHILIPPINES，INC.　DIRECTOR
岡田　真寿美	専務取締役	営業本部長 愛誼達建築設計（上海）有限公司　董事
的場　克則	常務取締役	建設本部長
齊藤　眞	常務取締役	建設本部・プレカット事業部担当
時田　清一郎	取締役	社長室長 ㈱光大史　取締役
下口　崇	取締役	管理本部長
川村　達郎	取締役 任意諮問委員	－
岩井　克己	取締役 任意諮問委員	日本危機管理学会　理事 全国公友会　理事 倉敷芸術科学大学　客員教授 警備保障タイムズ㈱　顧問 ㈱JPリサーチ&コンサルティング　顧問
堀越　佳孝	常勤監査役	愛誼達建築設計（上海）有限公司　監事
船田　信義	監査役	税理士（船田税理士事務所　代表）
佐藤　紀彦	監査役 任意諮問委員	公認会計士、税理士（佐藤紀彦税理士公認会計士事務所　代表）

（注）1.取締役川村達郎氏及び岩井克己氏の両氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
2.監査役船田信義氏及び佐藤紀彦氏の両氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
3.監査役船田信義氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4.監査役佐藤紀彦氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

（2）当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

①取締役及び監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

取締役の個人別の報酬額は、業界水準、経営内容及び従業員給与等とのバランスを考慮し、取締役の役位、職責及び在任年数等に応じて支給額を決定しております。なお、取締役の報酬額の決定については、指名・報酬諮問委員会での審議を経て決定します。

監査役の個人別の報酬額は、監査役の協議において決定します。

②取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

各取締役の基本報酬については、委員の過半数が独立社外取締役で構成される指名・報酬諮問委員会で審議された上で、指名・報酬諮問委員会から取締役会へ答申され、取締役会から一任された代表取締役社長が当該答申に基づき決定します。

③取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項並びに報酬等の総額等

区　　分	支給人員（名）	支　給　額　（　千　円　）
取締役 （うち社外取締役）	9 （2）	505,950 （8,400）
監査役 （うち社外監査役）	3 （2）	21,320 （4,800）
合計	12 （4）	527,270 （13,200）

（注）1.取締役の報酬限度額は、2013年６月25日開催の第33期定時株主総会において年額1,000,000千円以内と決議いただいております。
2.監査役の報酬限度額は、2013年６月25日開催の第33期定時株主総会において年額50,000千円以内と決議いただいております。
3.取締役及び監査役の報酬は、固定報酬のみとしております。

（3）社外役員に関する事項

①社外役員の活動状況等

区　分	氏　　名	他の法人等の社外役員の兼務状況	主な活動状況
取締役	川村　達郎	－	当期開催の取締役会17回の全てに出席し、議案や審議等につき必要な発言を適宜行っております。また、任意諮問委員会の委員長として、当期開催の任意諮問委員会2回の全てに出席し、指名・報酬に係る取締役会の適正な経営判断、説明責任の強化に寄与しております。
取締役	岩井　克己	日本危機管理学会　理事 全国公友会　理事 倉敷芸術科学大学　客員教授 警備保障タイムズ㈱　顧問 ㈱JPリサーチ＆コンサルティング顧問	当期開催の取締役会17回の全てに出席し、議案や審議等につき必要な発言を適宜行っております。また、任意諮問委員会の委員として、当期開催の任意諮問委員会2回の全てに出席し、指名・報酬に係る取締役会の適正な経営判断、説明責任の強化に寄与しております。
監査役	船田　信義	－	当期開催の取締役会17回のうち16回に出席し、また当期開催の監査役会19回のうち18回に出席し、主に税理士としての専門的見地からの発言を行っております。
監査役	佐藤　紀彦	－	当期開催の取締役会17回の全てに出席し、また当期開催の監査役会19回の全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地からの発言を行っております。さらに、任意諮問委員会の委員として、当期開催の任意諮問委員会２回の全てに出席し、指名・報酬に係る取締役会の適正な経営判断、説明責任の強化に寄与しております。

②社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

（a）取締役　川村　達郎

株式会社ノダの経営者として活躍され、海外赴任も経験されているその幅広い見識と豊富な経験から、会社経営をはじめとするさまざまな分野において、積極的な指摘・助言を行っております。また、任意諮問委員長として事務局を指揮し、委員会での審議進行を行い、その結果について取締役会へ上程及び報告を行っております。

（b）取締役　岩井　克己

法務省公安調査庁において要職を歴任され、また、企業危機管理コンサルタントとして活躍されているその豊富な経験と高度な専門的識見から、リスク管理をはじめとするさまざまな分野において、積極的な指摘・助言を行っております。また、任意諮問委員として、企業経営者とは異なる立場からの提案や議論を行っております。

（4）責任限定契約の内容の概要

当社は、当社定款第29条第２項及び定款第39条第２項の規定に基づき、社外取締役及び社外監査役並びに監査役との間で、会社法第427条第１項の規定により、同法第423条第１項の損害賠償責任を法令の定める限度額とする責任限定契約の締結をしております。

4 会計監査人の状況

（1）会計監査人の名称　　四谷監査法人

（2）報酬等の額

区　　分	支払額（千円）
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	23,000

（3）会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、会計監査人から説明を受けた当事業年度の会計監査計画の内容、前年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の監査の遂行状況の相当性及び報酬の前提となる見積もりの算出根拠を精査し、審議した結果、これらについて適切であると判断し、会計監査人の報酬等の額に同意いたしました。

（4）会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会の議案の内容を決定し、これを株主総会に提出いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役会は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

（5）責任限定契約の内容の概要

当社は、当社定款第44条第2項の規定に基づき、会計監査人との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令の定める限度額とする責任限定契約の締結をしております。

5 会社の体制及び方針

（1）業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するために必要な体制（内部統制システム）の基本方針を以下のように定めております。

①取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会については、取締役会規程の定めに従いその適切な運営を確保しております。

取締役会は、月1回これを開催することを原則とし、その他必要に応じて随時開催して、取締役間の意思疎通を図るとともに相互に業務執行を監督し、必要に応じ外部の専門家を出席させ、法令定款違反行為を未然に防止しております。

取締役は、当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合は、直ちにリスク管理委員会事務局に報告するものとし、リスク管理委員会において、発生事実の確認及び分析、再発防止の具体的な対応策を検討し、必要に応じた社内体制の改善が図られることとなっております。また当社は、取締役会の諮問機関として各取締役の指名・報酬に係る独立性・客観性を強化するため過半数が社外取締役で構成される「指名・報酬諮問委員会」を設置し、取締役の指名及び報酬等について諮問を受け協議を行い取締役会へ答申しております。

②使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

使用人は、当社で設置している内部通報制度を利用することが可能になっております。コンプライアンスリスク等の発現を未然に防止するため、リスク管理委員会等の体制を構築しており、全社的にコンプライアンスに対しての意識を高めております。

また、年１回以上行っている当社全従業員が出席する全体会議において、役員等が法令遵守事項、定款・規程遵守事項などを説明し、コンプライアンス、コーポレートガバナンスに対しての意識を高めております。

③子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

子会社においても、当社同様、内部通報制度を設置しており、当社グループにおけるコンプライアンスの実効性を確保しております。

また、内部監査室による業務監査を年１回以上行っており、コンプライアンスの観点の監査も行い、コンプライアンスへの適合状況をチェックする体制を構築しております。

④取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報を含む経営情報については、文書管理規程に則り、各業務担当部署又は総務部において、適正な保存及び管理を行うこととしております。

保存されている書類については、取締役及び監査役は常時閲覧可能としております。

⑤損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険の管理に関しては、リスク管理規程に則り、各部署長をリスク管理責任者として、部署内のリスク管理をするとともに、リスク管理委員会を設置し、各部署において発生するリスク、発生し得るリスクについて対応策を講じる体制となっております。

万が一損失が発生した場合、リスク管理責任者の報告や内部通報制度によって、早急な状況把握ができるようになっており、リスク管理委員会において、発生事実の確認及び分析、再発防止のための具体的な対応策を検討し、必要に応じた社内体制の改善が図られることとなっております。

また、上記のリスク管理体制の適用範囲には子会社も含めており、当社グループ全体の業務の適正化を図っております。

⑥取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、経営の執行方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況を監督しております。

⑦子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

関係会社管理規程の方針に基づき、子会社経営の効率性確保のための体制を構築しております。

⑧子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する事項

子会社において経営上重要な事項を決定する場合は、関係会社管理規程及び関係会社管理事項細則に基づき、事前に当社と協議をし、承認を得る体制をとっております。

また、業績については定期的に当社に報告するものとしております。

⑨その他当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及び子会社においては内部通報制度を設置しており、業務における適正の確保に努めております。

また、前記②の全体会議に子会社役員も出席をし、グループ全体の業務適正を確保するよう、意識を高めております。

当社経営企画室が子会社管理を統括しており、詳細な業務管理については、関連業務のある各部署が行っております。業務内容については、適時打ち合わせを行い、密接な連携を取ることにより、適正な業務運営の確保に努めております。

⑩監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合、監査役室に必要とされる人員を配置し、監査業務を補助すべき使用人とすることとしております。

⑪監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役室所属使用人の取締役からの独立性を確保するため、当該使用人の人事異動、人事考課、懲罰については監査役会に相談し、意見を求めることとしております。

⑫監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人には、職務に必要な知識･能力を備えた者を配置することとし、必要な会議への出席（監査役等の代理出席を含む）、必要な調査権限･情報収集権限を付与するとともに、内部監査部門をはじめとする執行側各部署の協力体制を確保することとしております。

⑬取締役及び使用人及び子会社の役員等、使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制

取締役及び使用人は、職務執行に関し、重大な法令･定款違反及び不正行為の事実又は会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を知ったときは、直ちに監査役に報告することとしております。

当社で設置している内部通報制度については、監査役の求めに応じて、所管部門から間接的に報告することとしております。

また、取締役及び使用人は監査役会の求めに応じて、その職務の執行に関する事項の説明をすることとしております。

子会社の役員等及び使用人からの報告については、当該子会社の執行部門や所管部署等を経由して、当社監査役に報告することとしているうえ、必要に応じて当社監査役に直接報告するものとしております。

⑭監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

取締役及び使用人及び子会社の役員等、使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、監査役の求めに応じて、その職務の執行に関する事項の報告及び説明をすることとする旨規定しており、そのことにより、人事上の不利益な処分は行わないこととしております。

⑮監査役の職務の執行について生ずる監査費用の前払又は償還の手続その他の監査費用等の処理に係る方針に関する事項

会社法第388条の規定に従い、処理するものとしております。
通常の監査費用については、監査役会の監査計画書に基づき予算化したものの提出を受け、協議の上決定しております。
また、有事における監査費用についても、必要に応じ処理する方針としております。

⑯その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び使用人は、監査役監査の重要性と有用性を認識及び理解し、監査が実効的に行われる体制をとることとしております。
代表取締役、監査法人、監査役会は、それぞれ定期的に意見交換会を開催する体制をとることとしております。
内部監査室は、監査役会と緊密に連携する体制をとることとしております。
必要な場合、専門家(弁護士、税理士等)と監査役会は、意思疎通を図ることのできる体制にしております。
公益社団法人「日本監査役協会」に加入し、監査役の知識、技量の確立を図ることのできる体制にしております。

(2)業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 取締役会を17回開催し、各取締役は法令又は定款等に定められた事項及び経営上重要な事項について審議を行うとともに、取締役の職務執行の監督を行っております。

② 監査役会を19回開催し、社外監査役を含む各監査役は監査方針、監査計画に基づき、取締役会を含む重要な社内会議への出席や代表取締役との面談、業務執行に関する重要な文書の閲覧等を通じて取締役の職務執行、法令、定款等への順守状況について監査を行っております。

③ 内部監査室は、年度監査計画に基づき、当社並びに子会社の各部門について内部監査を実施し、監査結果を代表取締役及び監査役会に報告しております。

④ 子会社の業務運営、経営管理の適正を確保するため、関係会社管理規程及び関係会社管理事項細則に基づき、子会社からの事前承認、報告を受ける体制を整備し、運用を行っております。
また、月1回開催する取締役会において、子会社管理を統括している経営企画室から経営状況の報告を受け、現状の把握を行っております。

(3)会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(4)その他会社の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

(注)本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表（2021年３月31日現在）

（単位：千円）

科　目	金　額
（資産の部）	
流動資産	42,622,657
現金及び預金	17,323,761
電子記録債権	2,753
営業未収入金	601,127
販売用不動産	8,516,146
仕掛販売用不動産	12,366,101
未成工事支出金	3,115,878
原材料及び貯蔵品	132,670
前渡金	238,486
前払費用	281,961
その他	108,405
貸倒引当金	△64,636
固定資産	16,004,009
有形固定資産	13,515,460
建物	3,404,527
構築物	309,852
機械装置	579,377
車両運搬具	19,108
工具器具備品	67,405
土地	9,135,188
無形固定資産	42,972
ソフトウェア	42,972
投資その他の資産	2,445,576
投資有価証券	718,384
出資金	77,715
関係会社出資金	81,726
長期貸付金	15,920
長期前払費用	128,115
繰延税金資産	396,604
その他	1,089,921
貸倒引当金	△62,811
資産合計	58,626,666

科　目	金　額
（負債の部）	
流動負債	29,097,802
電子記録債務	209,511
営業未払金	5,103,801
短期借入金	5,859,153
1年内返済予定長期借入金	7,245,147
1年内償還予定社債	584,150
リース債務	2,980
未払金	840,901
未払費用	396,286
未払法人税等	756,882
前受金	6,753,589
預り金	299,056
賞与引当金	208,192
訴訟損失引当金	8,285
その他	829,865
固定負債	17,500,900
社債	2,239,225
長期借入金	14,420,265
長期未払金	86,858
長期預り保証金	93,187
完成工事補償引当金	350,457
解体費用等引当金	236,665
リース債務	17,701
資産除去債務	56,539
負債合計	46,598,703
（純資産の部）	
株主資本	12,001,480
資本金	216,320
資本金剰余金	352,360
資本準備金	352,360
利益剰余金	11,432,800
利益準備金	4,840
その他利益剰余金	11,427,960
固定資産圧縮積立金	249,155
別途積立金	13,620
繰越利益剰余金	11,165,184
評価・換算差額等	26,482
その他有価証券評価差額金	26,482
純資産合計	12,027,963
負債・純資産合計	58,626,666

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書（2020年４月１日から2021年３月31日まで）

（単位：千円）

科　目	金　額	
売上高		57,738,199
売上原価		46,039,556
売上総利益		**11,698,642**
販売費及び一般管理費		9,856,170
営業利益		**1,842,471**
営業外収益		
受取利息及び配当金	182,109	
紹介料収入	216,115	
その他	72,063	470,288
営業外費用		
支払利息	585,606	
その他	91,799	677,406
経常利益		**1,635,354**
特別利益		
固定資産売却益	176,304	
投資有価証券売却益	345,150	521,454
特別損失		
固定資産除却損	5,228	
投資有価証券評価損	739	
関係会社株式評価損	51,955	
減損損失	238,994	
訴訟損失引当金繰入額	22,950	
解体費用等引当金繰入額	236,665	
その他	3,460	559,994
税引前当期純利益		**1,596,814**
法人税、住民税及び事業税	827,457	
法人税等調整額	△190,825	636,631
当期純利益		**960,182**

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書（2020年４月１日から2021年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		
					固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金
2020年４月１日残高	216,320	352,360	352,360	4,840	261,268	13,620	10,287,245
事業年度中の変動額							
剰余金の配当							△94,356
当期純利益							960,182
固定資産圧縮積立金の取崩					△12,113		12,113
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）							
事業年度中の変動額合計					△12,113		877,939
2021年３月31日残高	216,320	352,360	352,360	4,840	249,155	13,620	11,165,184

（単位：千円）

	株主資本		評価・換算差額等	純資産合計
	利益剰余金合計	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
2020年４月１日残高	10,566,973	11,135,654	△2,004	11,133,649
事業年度中の変動額				
剰余金の配当	△94,356	△94,356		△94,356
当期純利益	960,182	960,182		960,182
固定資産圧縮積立金の取崩				
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）			28,487	28,487
事業年度中の変動額合計	865,826	865,826	28,487	894,313
2021年３月31日残高	11,432,800	12,001,480	26,482	12,027,963

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表（2020年４月１日から2021年３月31日まで）

［重要な会計方針に係る事項に関する注記］

１.資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

（１）満期保有目的の債券 ・・・・・・・・・・・ 償却原価法（定額法）
（２）関係会社株式及び関係会社出資金 ・・・・ 総平均法による原価法
（３）その他有価証券
　時価のあるもの ・・・・・・・・・・・・・・・ 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）
　時価のないもの ・・・・・・・・・・・・・・・ 総平均法による原価法

②通常の販売目的で保有するたな卸資産の評価基準及び評価方法

（１）販売用不動産、仕掛販売用不動産、未成工事支出金 ・・・・・・・ 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価の切下げの方法により算定）
（２）原材料 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価の切下げの方法により算定）
（３）貯蔵品 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価の切下げの方法により算定）

2.固定資産の減価償却の方法

（１）有形固定資産（リース資産を除く） ・・・・・ 定率法

ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（附属設備を除く）及び2016年４月１日以降に取得した建物附属設備並びに構築物については、定額法によっております。また、2007年３月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から５年間で均等償却する方法によっております。

（２）無形固定資産（リース資産を除く） ・・・・・ 定額法

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

3.引当金の計上基準

（１）貸倒引当金 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 営業未収入金等債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
（２）賞与引当金 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当期負担額を計上しております。
（３）訴訟損失引当金 ・・・・・・・・・・・・・・・ 係争中の訴訟に対する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失見積額を計上しております。
（４）完成工事補償引当金 ・・・・・・・・・・・・ 補償工事による費用に備えるため、実績率により補償見積額を計上しております。
（５）解体費用等引当金 ・・・・・・・・・・・・・・ 賃貸用建物の解体に関連して発生する支出に備えるため、解体費用等の発生見込額を計上しております。

4.収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

工期のごく短いもの等については工事完成基準を適用し、その他の工事で当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を適用しております。

5.その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理 ……. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税のうち固定資産に関するものは、投資その他の資産の「その他」に計上し５年間で均等償却を行っており、それ以外のものは、発生年度の期間費用としております。

[会計上の見積りに関する注記]

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

解体費用等引当金 236,665千円

[貸借対照表に関する注記]

1.担保提供資産に関する事項

下記の資産は、長期借入金(1年内返済予定長期借入金含む)21,665,412千円、短期借入金5,859,153千円の担保に供しております。

販売用不動産	3,416,932千円
仕掛販売用不動産	9,682,356千円
建物	2,688,150千円
土地	7,357,400千円
投資有価証券	90,989千円
計	23,235,829千円

上記のほか、住宅瑕疵担保履行法に基づく住宅販売瑕疵担保保証金として投資有価証券532,434千円を供託しております。

2.有形固定資産の減価償却累計額 3,806,069千円

3.偶発債務

住宅購入者のつなぎ融資に対して債務保証を行っております。

400,330千円

4.関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	5,536千円
短期金銭債務	74,783千円

5.当社は資金調達の効率的な調整を行うため、取引銀行5行と当座貸越契約を締結しております。
この契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額	3,050,000千円
借入実行残高	1,748,931千円
差引額	1,301,068千円

[損益計算書に関する注記]

1.関係会社との取引高

営業取引による取引高	
仕入高	310,160千円
営業取引以外の取引高	217,150千円

[株主資本等変動計算書に関する注記]

1.当事業年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式	37,742,700株

2.配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2020年6月26日 定時株主総会	普通株式	94,356	250	2020年3月31日	2020年6月29日

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

2021年6月29日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

①配当金の総額	188,713千円
②1株当たり配当額	5円
③基準日	2021年3月31日
④効力発生日	2021年6月30日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

［税効果会計関係に関する注記］

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	38,871千円
賞与引当金	63,498千円
完成工事補償引当金	106,889千円
解体費用等引当金	72,183千円
未払事業税	35,833千円
減価償却超過額及び減損損失	443,640千円
その他	35,228千円
繰延税金資産小計	796,145千円
評価性引当額	△275,728千円
繰延税金資産合計	520,417千円
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△109,341千円
その他有価証券評価差額金	△11,024千円
その他	△3,446千円
繰延税金負債合計	△123,812千円
繰延税金資産の純額	396,604千円

［金融商品に関する注記］

1.金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については主に預金等に限定し、また、資金調達については主に銀行借入れによる方針です。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である電子記録債権及び営業未収入金は、顧客の信用リスクに晒されています。

当該リスクに関しては、当社の与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を半期ごとに把握する体制としています。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が取締役会に報告されております。

営業債務である電子記録債務及び営業未払金は、ほとんどが1年以内の支払期日です。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に営業取引及び設備投資に係る資金調達です。ファイナンス・リース取引によるリース債務は、設備投資に係る資金調達です。

2.金融商品の時価等に関する事項

2021年３月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれていません（（注2）参照）。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時　　価	差　　額
資産の部			
（１）現金及び預金	17,323,761	17,323,761	－
（２）電子記録債権	2,753	2,753	－
（３）営業未収入金	601,127	601,127	－
（４）投資有価証券			
①満期保有目的の債券	532,434	544,086	11,652
②その他有価証券	127,950	127,950	－
（５）長期貸付金	15,920		
貸倒引当金（＊１）	△8,453		
	7,467	7,467	－
資産　計	18,595,493	18,607,145	11,652
負債の部			
（１）電子記録債務	209,511	209,511	－
（２）営業未払金	5,103,801	5,103,801	－
（３）短期借入金	5,859,153	5,859,153	－
（４）未払金	840,901	840,901	－
（５）未払法人税等	756,882	756,882	－
（６）前受金	6,753,589	6,753,589	－
（７）社債（＊２）	2,823,375	2,758,610	△64,764
（８）長期借入金（＊３）	21,665,412	21,644,375	△21,037
（９）長期未払金	86,858	81,707	△5,151
（10）リース債務（＊３）	20,682	18,158	△2,523
負債　計	44,120,167	44,026,690	△93,477

（＊1）長期貸付金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。
（＊2）１年内償還予定社債を含んでおります。
（＊3）１年内返済予定額を含んでおります。

(注１) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

(１)現金及び預金、(２)電子記録債権、並びに(３)営業未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(４)投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は日本証券業協会の提示した統計資料によっております。

(５)長期貸付金

長期貸付金の時価は、元利金の合計額を国債利回り等、適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値、貸倒懸念債権は回収見込額等により算定しております。

負債

(１)電子記録債務、(２)営業未払金、(３)短期借入金、(４)未払金、(５)未払法人税等、並びに(６)前受金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(７)社債

社債の時価は、市場価格のないものは、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(８)長期借入金、(９)長期未払金、並びに(10)リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入又は、リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注２)非上場株式(貸借対照表計上額 58,000千円)は、市場価格が無く、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(４)投資有価証券」には含めていません。

[賃貸等不動産に関する注記]

１.賃貸等不動産の状況に関する事項

①賃貸等不動産の概要

当社は、首都圏及びその他の地域において、賃貸用のマンション、ビル、駐車場等を有しております。

②賃貸等不動産の貸借対照表計上額及び当事業年度における主な変動並びに決算日における時価及び当該時価の算定方法

(単位:千円)

貸借対照表計上額			決算日における時価
当期期首残高	当期増減額	当期末残高	
3,060,192	△1,515,043	1,545,149	1,539,065

(注1) 貸借対照表計上額は取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注２)主な変動

減少は減価償却費	60,612千円
売却	23,970千円
減損損失	206,501千円
目的変更	1,223,960千円

(注３)時価の算定方法

期末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額、その他の物件については固定資産税評価額に基づいて自社で算定した金額であります。

［関連当事者との取引に関する注記］

役員及び個人主要株主等

（単位：千円）

種　類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科　目	期末残高
役員及びその近親者	會田貞光	被所有 直接56.76%	当社代表 取締役社長	当社銀行借入に対する債務被保証	11,194,002	－	－

［１株当たり情報に関する注記］

１株当たり純資産額	318円　68銭
１株当たり当期純利益	25円　44銭

監査報告

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月18日

株式会社アイダ設計
取締役会　御中

四谷監査法人
東京都千代田区

指定社員
業務執行社員　公認会計士　田口　邦宏　㊞

指定社員
業務執行社員　公認会計士　野田　高廣　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社アイダ設計の2020年４月１日から2021年３月31日までの第41期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

監査役会の監査報告書　謄本

監査報告書

当監査役会は、2020年４月１日から2021年３月31日までの第41期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１.監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（１）　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（２）　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の役員等より職務の執行状況について報告を受け、事業の状況を調査いたしました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２.監査の結果

（１）事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。

また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（２）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人四谷監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月24日

株式会社アイダ設計　監査役会

常勤監査役　堀越　佳孝 ㊞

監　査　役　船田　信義 ㊞

監　査　役　佐藤　紀彦 ㊞

（注）監査役船田信義、及び佐藤紀彦は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

MEMO

MEMO

株主総会会場ご案内図

会場　埼玉県上尾市向山五丁目17-35-2F

